

草津市居住支援協議会会則

(名称)

第1条 本会は、草津市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害のある者、子どもを養育する者、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、草津市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを通じて、誰もが幸せと安心を感じられる暮らしを確保することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の協議等を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進および居住の安定方策に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- (3) 既存の住宅資源を活用した住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会員として加入を希望する個人または団体は、第7条において規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。
- 4 会員は、無報酬とする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、草津市都市計画部建築政策課に置く。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合、開催することができる。
- 3 会議の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 本会には、個別の事項を検討、協議するための部会を置くことができる。
- 5 部会の設置については、会議において定める。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(役員の種類および選任)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、草津市都市計画部建築政策課長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、草津市健康福祉部人とからしのサポートセンター所長の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(経費)

第9条 本会の経費が発生した場合には、事務局予算をもって充てることとし、経理事務は事務局が担当する。

(秘密の保持)

第10条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失および毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区 分	会 員
居住支援団体	一般社団法人 しが入居支援センター 株式会社 共栄サポート みらいえ住宅 株式会社 社会福祉法人 慈恵会 株式会社 レック 一般社団法人 近畿・中日本シルバーライフ協会 株式会社ワイ・エス・メディア
草津市関係課	健康福祉部 人とからしのサポートセンター 健康福祉部 生活支援課 健康福祉部 障害福祉課 健康福祉部 長寿いきがい課 こども若者部 こども家庭若者課 都市計画部 建築政策課 建設部 市営住宅課